



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

障害福祉サービス利用を

障害者総合支援法により、障がいのある方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）や年齢に関係なく共通のサービスが受けられるものです。

- サービス内容 身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など
- 利用者負担 原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決められています。また、施設サービス利用者の食費や光熱水費は利用者負担になります
- 申請 利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受ける必要があるため、あらかじめ町に申請を行ってください
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

障がいのある方に日常生活用具を給付

障がいのある方に、その障がいの程度に応じて必要な特殊寝台や移動・移乗支援用具などの日常生活用具を給付しています。



原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。



原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、4月17日(金)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

- とき 6月9日(火)、10日(水)
- ところ 北見市総合福祉会館
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

特定疾病・人工透析で治療中の方に交通費の一部を助成

- 対象者
 - ・特定疾患など
 - 「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患患者認定書」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受診券」「脳脊髄液減少症診断書」が交付されていることが、助成の条件となります

・腎機能障害による人工透析療法で治療中の方
腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方で、自立支援医療（更生医療）の支給決定を受けていることが助成の条件となります

- 助成範囲および助成額
自宅から町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します
- 申請に必要なもの
 - ・対象となる特定疾患などの受給者証や自立支援医療受給者証、または認定書などの写し
 - ・印鑑
 - ・通院証明書
(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
 - ・銀行の振込口座番号が分かるもの
- その他
当該年度（4月から6月の場合は前年度）の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします
- 問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)

情報公開制度の運用状況

訓子府町情報公開条例に基づく、令和7年度の制度運用状況について公表します。

- 令和7年度の情報開示請求はありません
- 問合せ 総務課庶務係 (☎ 47-2112)

心の病気で治療中の方に交通費の一部を助成

- 対象の病気
統合失調症、うつ病、アルコール依存症、てんかん、自閉症など
- 助成範囲および助成額
自宅から町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します
- 助成対象医療機関
指定自立支援医療機関（精神通院医療に限る）とします
- 申請に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・通院証明書
(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
 - ・銀行の振込口座番号が分かるもの
- その他
当該年度（4月から6月の場合は前年度）の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします
- 問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)

自衛官募集

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 (☎ 23-6826)

| 募集種目 | 応募資格 | 受付期間 | 試験期日（1次） |
|------------|-----------|-----------|-------------|
| 2等陸・海・空士 | 18歳～33歳未満 | 年間を通して | 5月16日(土)：美幌 |
| 一般曹候補生（一次） | | 5月7日(木)まで | 5月23日(土)：美幌 |

夜間／日曜・祝日診療

夜間や休日昼間の急病の際は、休日夜間急病センターをご利用ください。受診をご希望の方は、事前にご連絡をお願いします。

- 北見市休日夜間急病センター
(北見市北3条東1丁目21番地 ☎ 25-0099)
- 日曜日、祝日など診療(日曜日・祝日・年末年始)
 - ・診療科目 内科・小児科・外科
 - ・診療時間 9時～17時
- 夜間診療(年中無休)
 - ・診療科目 内科・小児科
 - ・診療時間 19時～翌日7時

ひきこもり相談

ひきこもりで悩んでいる方やそのご家族、関係機関からの相談を受け付けています。(ご家族だけの相談でも構いません)

秘密は厳守されますので、一人で悩まず、まずはご相談ください。相談を希望される方は、下記までご連絡ください。

- 問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)

令和8年度調理師試験のお知らせ

- とき 8月25日(火)13時30分～16時
- ところ 北見市(試験会場は、後日通知)
- 提出先 北見保健所
- 受付期間
4月30日(木)～5月15日(金)
(郵送の場合は、消印有効)
- ※詳細は右記QRをご覧ください。
- 問合せ
オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室 (☎ 0157-24-4171)

